

**第12回 電気料金審査専門会合  
事務局提出資料  
～原価算定期間終了後の事後評価～**

**平成28年3月22日（火）**

# 目次

1. ストック管理の状況（東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力）
  - （1） 現行の事後評価について
  - （2） 現行の料金変更認可申請命令に係る基準
  - （3） 現行の料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果
  
2. 原価算定期間終了後の追加検証（東京電力）
  - （1） 論点

# **1. ストック管理の状況**

## **(東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力)**

# 1. (1) 現行の事後評価について

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時等に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。
- 上記②について、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。

## 従来の事後評価（平成21年8月見直し）

### ①毎年実施する評価

#### <事業者による評価>

年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を実施。

#### <行政における評価>

決算情報等に基づき、規制部門で営業赤字が生じている場合には、その要因や解消の見通し等について評価し、その結果を公表。

※部門別収支は、自由化部門が赤字の場合のみ公表。

### ②長期間（3年）料金改定がない場合の評価

把握情報等を基に、一般電気事業者の説明の合理性（料金改定の予定がない場合の理由等）を中心に評価した内容について行政が公表。

## 有識者会議を受けた見直し後の事後評価

### ①原価算定期間内における評価

- ・事業者が、決算発表時等に、決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗状況等を説明。
- ・部門別収支については、行政及び事業者が常に公表。

### ②原価算定期間終了後における評価

#### <事業者による評価>

- ・原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けて評価。

#### <行政における評価>

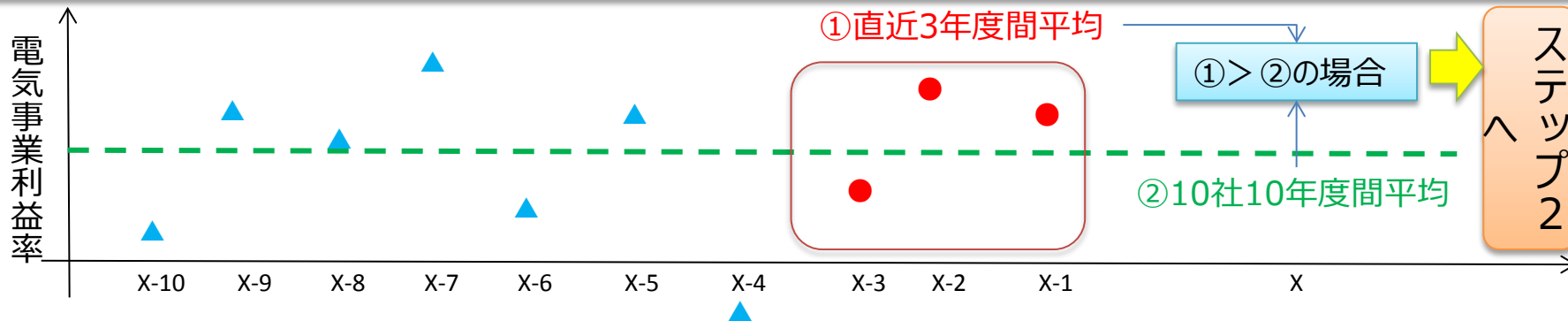
- ・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の要否について検討。

# 1. (2) 現行の料金変更認可申請命令に係る基準

- 対象となる事業者について、原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、電気事業法第23条に基づく変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっている。

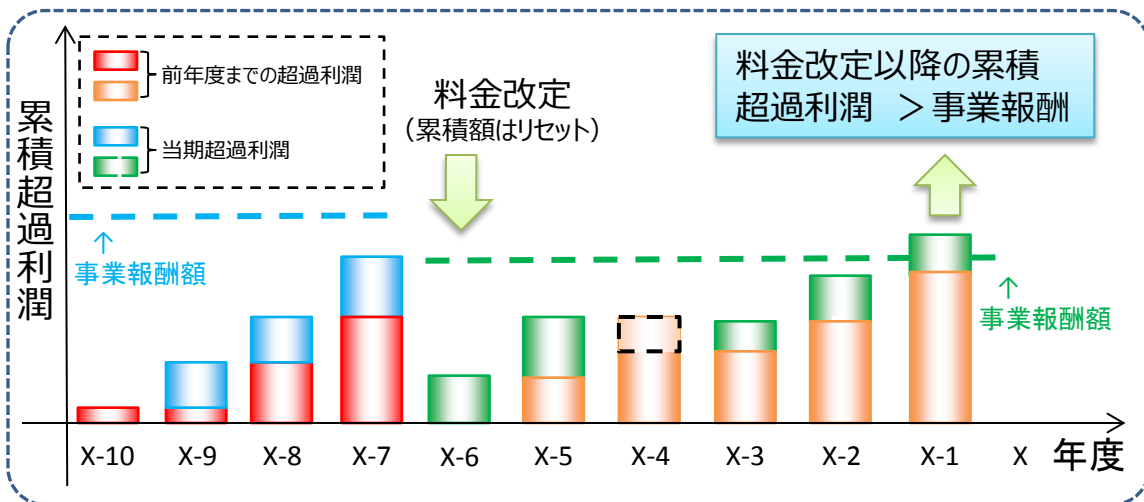
## <ステップ1> 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

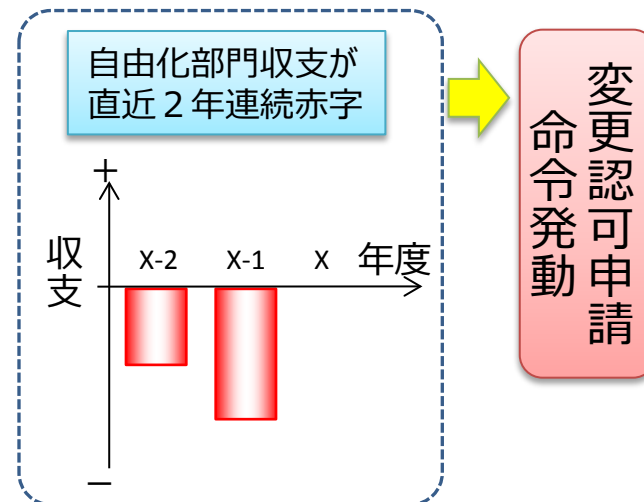


## <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬の額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



# 1. (3) 現行の料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果

- 原価算定期間終了後も料金改定を行っていない東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力について、電気事業法第23条に基づく電気料金変更認可申請命令の対象となるか否かを検討したところ、上記4社とも<基準1>電気事業利益率による基準に該当せず、変更認可申請命令の対象とならないことが確認された。

## <基準1> 電気事業利益率による基準

直近3年度間の一般需要部門の電気事業利益率及び  
電力10社の過去10年度間の電気事業利益率

### (評価結果)

各電力会社の電気事業利益率の直近3カ年度平均値（平成24年度～平成26年度）は東京電力が、1.6%、北陸電力が0.1%、中国電力が0.5%、沖縄電力が3.0%であることを確認した。

電力10社の過去10年度間（平成17年度～平成26年度）の電気事業利益率は3.4%であるため、4社とも電気事業利益率が電力10社平均を下回っていることを確認した。

	東京	北陸	中国	沖縄	10社平均
平成24年度	▲3.4%	▲2.2%	▲1.7%	2.7%	
平成25年度	4.2%	0.9%	▲0.8%	2.8%	
平成26年度	4.0%	1.7%	4.1%	3.5%	
3年度平均	1.6%	0.1%	0.5%	3.0%	10年平均 3.4%

(出所：各事業者からの部門別収支計算書より当委員会事務局が作成)

# (参考) 東京・北陸電力の個別決算の概要

(単位：億円)

	東京電力			北陸電力		
	平成26年度	平成25年度	差異	平成26年度	平成25年度	差異
売上高	66,337	64,498	1,838	5,130	4,956	173
営業費用	63,547	62,979	568	4,777	4,799	▲22
うち燃料費	26,509	29,152	▲2,643	1,287	1,516	▲228
営業損益	2,789	1,519	1,269	352	157	195
経常損益	1,673	432	1,241	181	73	107
当期純損益	4,270	3,989	281	66	16	50

## ●東京電力

売上高は、夏期の気温が前年を下回って推移し冷房需要が減少したことなどから販売電力量が減少したものの、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから、前年度に比べて1,838億円(2.8%)の増収となった。

一方、支出面では、原子力発電が全機停止する中、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、生産性倍増委員会でとりまとめた緊急避難的な繰り延べを含む最大限のコスト削減に努めたことなどから、営業費用は、568億円(0.9%)の増加となった。

その結果、営業損益は、2,789億円と前年度に比べ1,269億円(83.5%)の増益となった。

## ●北陸電力

売上高は、販売電力量が減少したものの、再生可能エネルギー発電促進賦課金や交付金の増加及び卸電力取引所販売の増加などから、前年度に比べて173億円(3.5%)の増収となった。

一方、費用面では、修繕費等は増加したものの、石炭火力発電所の定期点検日数が前年に比べ少なかったことによる石油火力の発電量の減少及び燃料価格の低下により、燃料費が減少したことに加え、経費全般にわたる効率化に努めたことなどから、営業費用は、22億円(0.4%)の減少となった。

その結果、営業損益は352億円と、前年度に比べて195億円(124.5%)の増益となった。

(出所：各事業者の有価証券報告書から当委員会事務局が作成)

# (参考) 中国・沖縄電力の個別決算の概要

(単位：億円)

	中国電力			沖縄電力		
	平成26年度	平成25年度	差異	平成26年度	平成25年度	差異
売上高	12,218	11,811	406	1,775	1,720	54
営業費用	11,613	11,842	▲229	1,699	1,652	47
うち燃料費	3,645	4,013	▲368	571	532	39
営業損益	604	▲31	636	75	67	7
経常損益	499	▲182	681	57	52	5
当期純損益	303	▲188	491	39	39	0

## ●中国電力

売上高は、販売電力量が減少したものの、燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が増加したことに加え、再エネ特措法交付金の増加等により、前年度に比べて406億円（3.4%）の増収となった。

一方、費用面では、再生可能エネルギー買取り費用の増加はあったものの、為替の円安を上回るCIF価格の低下や販売電力量の減少及び石炭・LNG利用の増加などにより、原料費が減少したことに加え、人件費や修繕費の低減など経営全般の効率化に努めた結果、229億円の減少となった。

この結果、営業損益は604億円と、前年度に比べて636億円の増加となった。

## ●沖縄電力

売上高は、夏場の気温が前年より低く推移したことや台風の影響により、販売電力量が減少したものの、燃料費調整制度の影響や再エネ賦課金の増加、再エネ買取額の増加に伴う再エネ特措法交付金の増加等により、前年度に比べて54億円（3.2%）の増収となった。

一方、費用面では、減価償却費や固定資産除却費等が減少したものの、燃料費の増加に加え、再エネ買取量の増加により他社購入電力料が増加したことから、前年度に比べて、47億円（2.9%）の増加となった。

この結果、営業損益は、75億円と、前年度に比べて7億円の増益となった。

(出所：各事業者の有価証券報告書から当委員会事務局が作成)



# (参考) 東京・北陸・中国・沖縄電力の部門別収支の概要

(単位：億円)

	平成26年度 当期純利益又は純損失額				平成25年度 当期純利益又は純損失額			
	一般需要部門 (規制部門)	特定規模需要 部門 (自由化部門)	一般需要・特定 規模需要外部部門 (その他部門)	合計	一般需要部門 (規制部門)	特定規模需要 部門 (自由化部門)	一般需要・特定 規模需要外部部門 (その他部門)	合計
東京	1,109	1,395	1,766	4,270	1,205	▲197	2,981	3,989
北陸	14	104	▲52	66	1	9	4	16
中国	137	219	▲53	303	▲34	▲149	▲4	▲188
沖縄	38	6	▲5	39	31	2	4	39

※各社より提出されたものを単位未満で切り捨てているため、「合計」欄とその内訳が一致しないことがある。

※一般電気事業者は毎年度の損益計算書について、一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）に基づき、部門別収支を算定し、経済産業大臣に提出する義務がある。

（出所：各事業者の平成26年度、平成25年度の部門別収支計算書）

## <部門別収支について各社のホームページに掲載されている内容（抜粋）>

### ●東京電力

平成26年度は、収入面では、燃料費調整制度の影響などにより、過去最高の売上高となりました。一方、支出面では、原子力発電が全機停止する中、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、生産性倍增委員会でとりまとめた緊急避難的な繰り延べを含む最大限のコスト削減に努めました。その結果、規制部門及び自由化部門の双方において黒字となりました（規制部門利益率：3.9%、自由化部門利益率：4.4%）。

### ●北陸電力

平成26年度については、原子力停止に伴う燃料費増加があったものの、発電コストの安い石炭火力の活用をはじめとする経営効率化の取り組みや設備の償却進行による減価償却費の減少等により、一般需要部門、特定規模需要部門とも黒字となりました。

### ●中国電力

算定の結果、一般需要部門（規制部門）の当期純利益は137億円、特定規模需要部門（自由化部門）の当期純利益は219億円となりました。

### ●沖縄電力

一般需要部門における利益率（当期純利益／電気事業収益）は2.6%、特定規模需要部門における利益率は3.0%となっており、両部門の利益率に大きな差異はございません。

# (参考) 東京電力の24年～26年料金原価と決算実績との比較

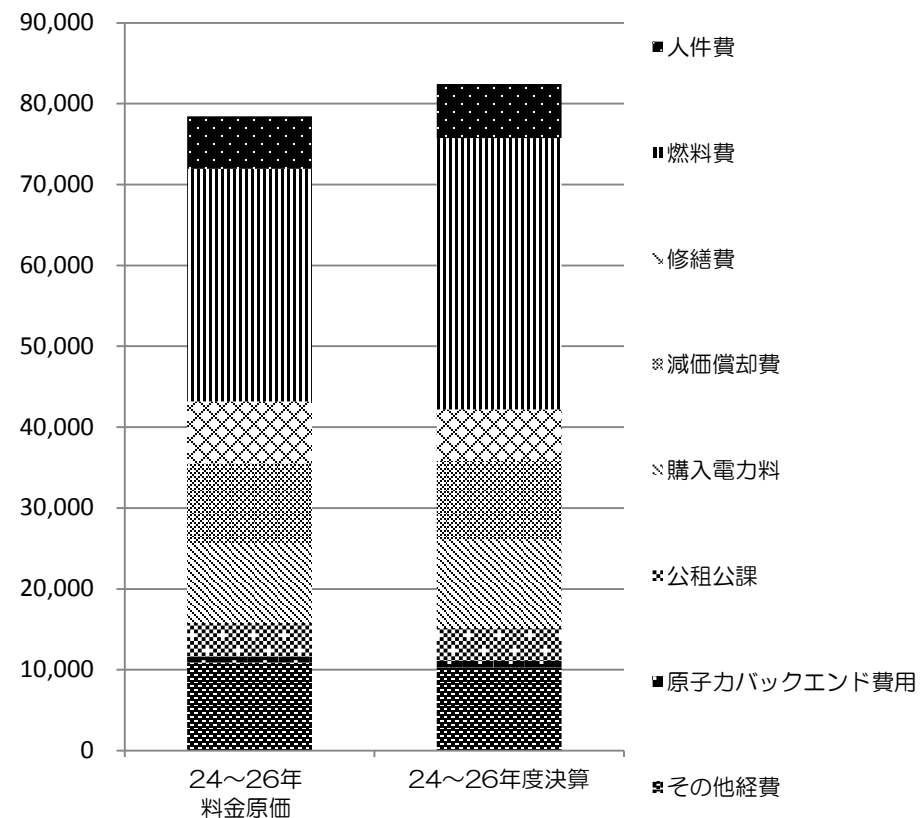
<規制部門>

(単位：億円)

	東京電力		
	24年 料金原価 (24～26 年度累計)	24～26年度 決算 (累計)	差異
電気事業営業収益 (a)		85,272	
電気事業営業費用 (b)	78,436	82,408	3,971
人件費	6,495	6,648	153
燃料費	28,771	33,587	4,815
修繕費	7,667	6,377	▲1,289
減価償却費	9,824	9,714	▲110
購入電力料	9,878	10,903	1,024
公租公課	4,149	4,100	▲49
原子力バックエンド費用	783	840	57
その他経費	10,865	10,235	▲630
差引額 (a - b)		2,864	

<東京電力>

(億円)



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。

東京電力の24年料金原価の原価算定期間は、平成24年度～26年度の3事業年度

(出所：東京電力のホームページ公表資料から当委員会事務局にて作成)

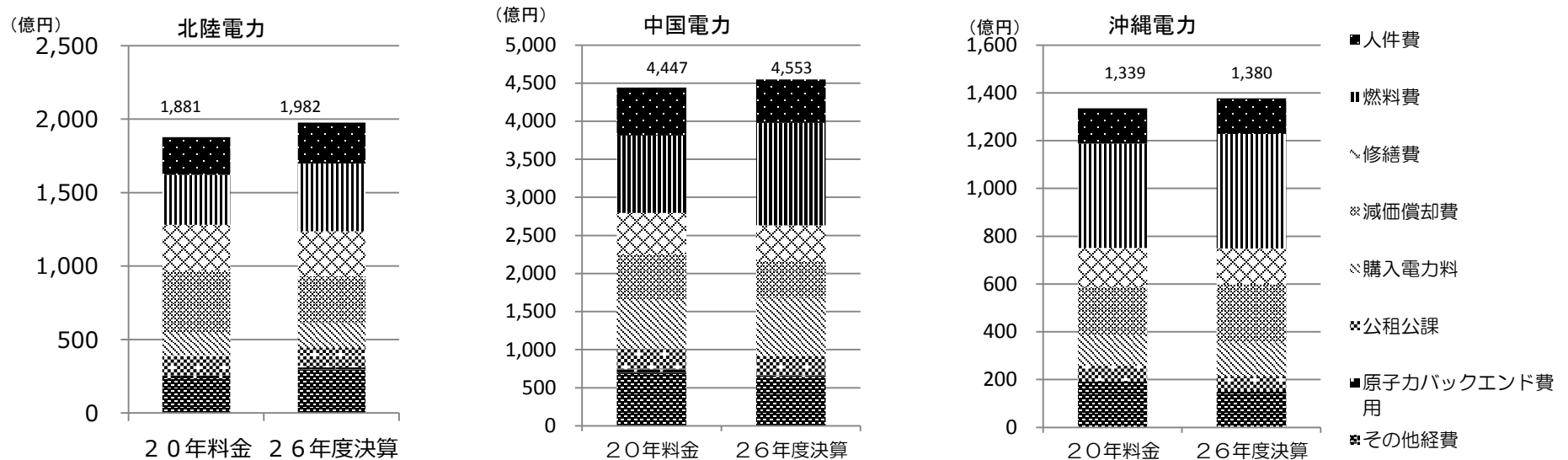
# (参考) 北陸・中国・沖縄電力の20年料金原価と26年度実績との比較

<規制部門>

(単位：億円)

	北陸電力			中国電力			沖縄電力		
	20年 料金原価	26年度 決算	差異	20年 料金原価	26年度 決算	差異	20年 料金原価	26年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		2,083			4,827			1,449	
電気事業営業費用 (b)	1,881	1,982	100	4,447	4,553	106	1,339	1,380	40
人件費	256	280	24	628	573	▲55	148	149	0
燃料費	340	459	118	1,016	1,342	326	437	479	41
修繕費	310	307	▲2	540	474	▲66	165	151	▲14
減価償却費	419	313	▲106	613	483	▲129	204	245	40
購入電力料	157	172	15	631	762	130	124	138	14
公租公課	139	135	▲4	270	249	▲21	63	59	▲3
原子力バックエンド費用	18	14	▲3	48	22	▲25	-	-	-
その他経費	238	297	59	696	645	▲51	195	156	▲38
差引額 (a - b)		101			272			69	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。20年料金原価の原価計算期間は、北陸電力は、平成19年10月から平成20年9月の1年間、中国電力、沖縄電力は、平成20年度の1年間。



(出所：各事業者のホームページ公表資料から当委員会事務局にて作成)

## **2. 原価算定期間終了後の追加検証 (東京電力)**

## 2. (1) 論点

### ① 料金原価と実績費用の比較

- 個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。なお、実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。
  - 人件費
  - 燃料費
  - 購入電力料
  - 原子力バックエンド費用

### ② 規制部門と自由化部門の利益率の比較

- 規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

### ③ 経営効率化への取り組み

- 経営効率化への取り組みは、着実に進捗しているか。

## (参考)「消費者庁からの意見への対応について」

### ○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートマークに関する検証も行うため、1 kWh当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであるとする。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年3月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の用途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートマークに関する検証を行うため、1 kWh当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

(出所：「消費者庁からの意見への対応について」平成24年7月19日経済産業省より抜粋)